

独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程

平成18年4月1日 制定  
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-2号  
平成19年7月1日  
一部改正  
平成21年3月12日  
一部改正  
平成23年10月1日  
一部改正  
平成24年4月1日  
一部改正  
平成25年4月1日  
一部改正  
平成26年4月1日  
一部改正  
平成29年4月1日  
一部改正  
平成29年10月1日  
一部改正

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）第5条に基づく施設使用料並びにこれらの納付手続き等については、この規程の定めるところによる。

第2条 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の施設使用料は、次のとおりとする。

- 一 研修施設利用に係る施設使用料（プール利用を除く。）は、第1-1表及び第1-2表のとおりとする。
  - 二 プール利用に係る施設使用料は、第2表のとおりとする。
  - 三 宿泊施設利用に係る施設使用料は、第3表のとおりとする。
  - 四 利用規則第2条第3項により利用する場合の施設使用料は、所長が別に定める。
- 2 前項第一号から第三号の施設使用料の適用は、次により行うものとする。
- 一 青少年及び青少年教育関係者の料金を適用するもの
    - ア 青少年及び青少年教育関係者が研修に利用する場合
    - イ 学校その他の教育機関が研修に利用する場合
    - ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第3項に規定する「公益法人」及びこれに類する団体（アに規定する団体を除く。）が青少年に対する研修又は青少年教育の振興を図るための研修に利用する場合
    - エ その他の団体、官公庁、企業等が行う研修で青少年教育の振興に資

するものと所長が特に認める場合。

- 二 一般の料金を適用するものは、前号に掲げる団体以外の団体が研修に利用する場合

- 第3条 国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下「地方施設」という。）の施設使用料は、第3項に定める場合を除き第4表のとおりとする。
- 2 前項の施設使用料の適用は、前条第2項第二号に該当する場合のみとする。
  - 3 地方施設において、研修の講師その他の者が業務上宿泊するために設置している宿泊室（以下「講師等宿泊室」という。）を利用する場合の施設使用料は、第5表のとおりとする。
  - 4 講師等宿泊室の利用者が前条第2項第二号に該当する場合には、前項に定める施設使用料及び第1項に定める施設使用料を併せて徴収する。
  - 5 第5表に定める講師等宿泊室に係る施設使用料の適用については、各施設の所長が定めるものとする。

第4条 センターの施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第2条に定める施設使用料は、センターの発行する請求書により納付し、又は来所のうえ原則として、収納窓口で現金で納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第5条 地方施設の施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第3条に定める施設使用料は、地方施設の発行する請求書により、原則として指定機関で納付し、又は地方施設の所定窓口において納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第6条 地方施設の利用者が使用するシーツ等洗濯料は、第6表のとおりとする。なお、同表以外の洗濯料は、所長が別に定める。

- 2 前項に定めるシーツ等洗濯料の納付手続き等は、前条の規定を準用するものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。ただし、改正後の第3条、第

5条及び第6条の規定は、平成19年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月12日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第6条の規定は、平成21年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1-1表及び第1-2表については、平成24年3月1日に入所する団体から適用する。

2 改正後の第3条の規定は、平成24年7月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2表については、平成24年5月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表及び第3表については、平成29年9月1日に利用する団体から適用する。

第1-1表  
研修施設利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分			
施設名	室名		青少年教育 関係者等	一般	備考	
国際交流棟	国際会議室	午前	32,100円	70,100円		
		午後	36,700円	80,200円		
		夜間	42,200円	92,200円		
	レセプションホール					
	レセプションホール (全体)	午前	39,600円	86,400円		
		午後	45,000円	97,800円		
		夜間	51,900円	113,100円		
	1/3使用の場合	午前	13,200円	28,800円		
		午後	15,000円	32,600円		
		夜間	17,300円	37,700円		
	2/3使用の場合	午前	26,400円	57,600円		
		午後	30,000円	65,200円		
		夜間	34,600円	75,400円		
	第1ミーティングルーム	午前	12,000円	26,200円		
		午後	13,600円	29,800円		
		夜間	15,700円	34,300円		
	第2ミーティングルーム	午前	6,500円	14,200円		
		午後	7,500円	16,300円		
		夜間	8,700円	19,000円		
	特別室1	午前	1,200円	2,600円		
		午後	1,500円	3,400円		
		夜間	1,700円	3,600円		
	特別室2	午前	1,400円	3,100円		
		午後	1,700円	3,600円		
		夜間	1,800円	3,800円		
	特別室3	午前	1,900円	4,100円		
		午後	2,300円	5,000円		
夜間		2,400円	5,300円			
特別室4	午前	900円	1,900円			
	午後	1,000円	2,200円			
	夜間	1,100円	2,400円			
センター棟	20人室	午前	1,400円	3,100円		
		午後	1,700円	3,600円		
		夜間	1,800円	3,800円		
	会議室・ 20人室	午前	1,700円	3,600円		
		午後	2,100円	4,600円		
		夜間	2,200円	4,800円		
	40人室	午前	1,700円	3,600円		
		午後	2,100円	4,600円		
		夜間	2,200円	4,800円		
	パソコン対応 40人室 (103号室)	午前	3,000円	6,500円		
		午後	3,500円	7,700円		
		夜間	3,900円	8,400円		
	80人室	午前	3,000円	6,500円		
		午後	3,500円	7,700円		
		夜間	3,900円	8,400円		

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分		
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考
センター棟	120人室	午前	4,500円	9,800円	
		午後	5,600円	12,200円	
		夜間	6,100円	13,200円	
	160人室	午前	6,300円	13,700円	
		午後	7,800円	17,000円	
		夜間	8,500円	18,500円	
	200人室	午前	7,900円	17,300円	
		午後	10,000円	21,800円	
		夜間	10,800円	23,500円	
	300人室	午前	10,200円	22,300円	
		午後	12,900円	28,100円	
		夜間	13,900円	30,200円	
スポーツ棟	大体育室	午前	13,500円	29,500円	
		午後	16,600円	36,200円	
		夜間	18,000円	39,400円	
	第1～第3体育室	午前	6,800円	14,900円	
		午後	8,400円	18,200円	
		夜間	9,000円	19,700円	
	第4, 第5体育室	午前	2,300円	5,000円	
		午後	3,100円	6,700円	
		夜間	3,300円	7,200円	
	第1研修室	午前	1,700円	3,600円	
		午後	2,100円	4,600円	
		夜間	2,200円	4,800円	
	第2研修室	午前	1,400円	3,100円	
		午後	1,700円	3,600円	
		夜間	1,800円	3,800円	
	テニスコート	①	1,700円	3,600円	10:00～12:00
②		1,700円	3,600円	13:00～15:00	
③		1,700円	3,600円	15:30～17:30	
④		2,000円	4,300円	18:00～20:00	
桜花亭	午前	3,300円	7,200円		
	午後	4,200円	9,100円		
	夜間	4,500円	9,800円		
カルチャー棟	大ホール				
	大ホール		第1-2表参照		
	小楽屋	午前	900円	-	
		午後	1,000円	-	
		夜間	1,100円	-	
	大楽屋	午前	1,000円	-	
		午後	1,100円	-	
		夜間	1,300円	-	
	楽屋S	午前	1,700円	-	
		午後	2,000円	-	
		夜間	2,100円	-	
	楽屋事務室	午前	1,400円	-	
		午後	1,700円	-	
		夜間	1,900円	-	
投光室	午前	18,300円	19,900円		
	午後	20,700円	22,600円		
	夜間	20,700円	22,600円		

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分			
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考	
カルチャー棟	小ホール					
	小ホール		第1-2表参照			
	楽屋	午前	900円	-		
		午後	1,000円	-		
		夜間	1,100円	-		
	楽屋事務室	午前	1,300円	-		
		午後	1,500円	-		
		夜間	1,700円	-		
	投光室	午前	35,100円	38,300円		
		午後	40,200円	43,800円		
		夜間	40,200円	43,800円		
	リハーサル室			第1-2表参照		
	音楽演劇室					
	中練習室(大)	午前	5,700円	12,500円		
		午後	7,000円	15,400円		
		夜間	7,600円	16,600円		
	中練習室(小)	午前	4,100円	8,900円		
		午後	5,000円	10,800円		
		夜間	5,400円	11,800円		
	小練習室	午前	2,200円	4,800円		
		午後	2,900円	6,200円		
		夜間	3,100円	6,700円		
	音楽室	午前	2,200円	4,800円		
		午後	2,900円	6,200円		
		夜間	3,100円	6,700円		
	演劇室	午前	2,200円	4,800円		
		午後	2,900円	6,200円		
		夜間	3,100円	6,700円		
	工芸室	午前	2,000円	4,300円		
		午後	2,400円	5,300円		
		夜間	2,800円	6,000円		
	美術室	午前	2,000円	4,300円		
		午後	2,400円	5,300円		
		夜間	2,800円	6,000円		
	和室	午前	1,800円	3,800円		
		午後	2,200円	4,800円		
		夜間	2,800円	5,000円		
	展示コーナー	午前	4,100円	8,900円		
		午後	5,000円	10,800円		
		夜間	5,400円	11,800円		
	ピアノ貸出	午前	9,600円	10,400円	本料金が適用されるピアノは、大・小ホール及びリハーサル室の使用に限る	
		午後	10,800円	11,800円		
夜間		10,800円	11,800円			

備考

一般の団体については、大ホールに係る小楽屋、大楽屋、楽屋S及び楽屋事務室、並びに小ホールに係る楽屋及び楽屋事務室のみの利用は行わないものとする。

第1-2表

カルチャー棟大・小ホール及びリハーサル室に係る施設使用料

室名	利用団体等の区分	午前	午後	夜間	全日
大ホール (全室)	青少年教育関係者等	37,400円	62,200円	81,500円	168,000円
	一般	98,400円	154,800円	199,400円	384,800円
(舞台)	青少年教育関係者等	16,000円	27,200円	34,300円	71,900円
	一般	—	—	—	—
小ホール (全室)	青少年教育関係者等	23,900円	39,600円	51,600円	106,800円
	一般	60,700円	96,200円	123,400円	238,300円
(舞台)	青少年教育関係者等	12,500円	20,800円	27,100円	56,000円
	一般	—	—	—	—
リハーサル室	青少年教育関係者等	7,400円	12,100円	16,000円	32,900円
	一般	16,100円	26,400円	34,800円	65,800円

## 備考

- 1 本表は、午前、午後又は夜間の別における一区分の料金である。(テニスコートを除く。)
- 2 国際交流棟レセプションホールを分割利用する団体が、施設使用料納付後に残りの分割部分を追加する場合の施設使用料は、追加利用部分に係る分割料金を徴収するものとする。
- 3 一般の団体については、大・小ホールに係る舞台のみの利用は行わないものとする。

第2表

プール利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育 関係者等	一般	中学生以下	高校生以上
スポーツ棟	プール	2,100円	4,200円	160円	420円

## 備考

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は次の区分とする。
  - イ 10時から12時まで
  - ロ 12時から14時まで
  - ハ 14時から16時まで
  - ニ 16時から18時まで
  - ホ 18時から20時まで
  - ヘ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下50円、高校生以上200円とする。

第3表  
 宿泊施設利用に係る施設使用料

宿泊研修に利用する宿泊施設	利用団体等の区分	
	青少年教育関係者等	一般
A棟・B棟・C棟	1,800円	3,600円
D棟	3,500円	5,500円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第4表  
 地方施設利用に係る施設使用料

利用団体等の区分	一般	800円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第5表  
 地方施設利用の講師等宿泊室に係る施設使用料

講師等宿泊室の区分	A	B	C
使用料	1,600円	1,200円	800円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

第6表  
 地方施設のシーツ等洗濯料

1組	200円
----	------

備考 シーツ等洗濯料の1組とは、シーツ2枚と枕カバー1枚とする。



附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、以下の第6表は、平成30年10月1日に利用する団体から適用する。

第6表

地方施設のシーツ等洗濯料

1組	300円
----	------

備 考 シーツ等洗濯料の1組とは、シーツ2枚と枕カバー1枚とする。